

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件（大分県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。

国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。

借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。

買受けや借受けの要望に関する詳細については受付担当課（統括）までお問い合わせ下さい。

ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

【お問い合わせ先】
 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎3階
 九州財務局 大分財務事務所 管財課
 電話：097-532-7107

令和8年4月1日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望					備考		
				買受 要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類				借受可能 期間		借受要望 受付期間	借受参考 貸付料等 （※6）
					前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札 の公示日	一時 貸付け （※2）	3年を 超える 貸付け （※3）	事業用 定期借地 権の設定に よる貸付け （※4）	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け （※5）				
1	大分市中島西1丁目1番	宅地	3,343.10				○				個別照会	随時		
2	大分市城南南1丁目941番5	宅地	1,592.59				○				個別照会	随時		
3	大分市長浜町2丁目3582番4	雑種地	26.30				○				個別照会	随時		
4	大分市長浜町2丁目3579番1	宅地	861.64				○				個別照会	随時		
5	大分市大字上野字大水落906番1 外1筆	雑種地	360.95				○				個別照会	随時		
6	大分市大字佐賀関字西町1894番2 外2筆	宅地	519.59				○				個別照会	随時		
7	別府市大字内籠字笹川3020番7	宅地	238.96				○				個別照会	随時		
8	佐伯市東町12147番62	雑種地	2,492.63				○				個別照会	随時		
9	佐伯市長島町4丁目734番2 外1筆	宅地	488.85				○				個別照会	随時		
10	竹田市大字竹田字殿町2058番2	宅地	217.76	○	1,410,000	R4.8.30	○	○			個別照会	随時		
11	豊後高田市玉津字池田822番1	宅地	1,684.05				○				個別照会	随時		
12	豊後高田市玉津字追手口981番9 外1筆	宅地	622.56				○				個別照会	随時		
13	杵築市大字南杵築字亀井1654番6	宅地	331.14				○				個別照会	随時		
14	宇佐市大字下時枝字森田77番21	宅地	2,888.29				○				個別照会	随時		
15	速見郡日出町大字藤原字鰐沢2183番1 外3筆	雑種地 宅地 原野	246.09				○				個別照会	随時		

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。